

《研究ノート》

西スマトラ村落における
土地権について

大木 昌

はじめに

本稿の目的は西スマトラ村落における土地権のあり方を、一八七〇年前後から金納税の導入された一九〇八年頃までの期間について歴史的、実証的に検討することである。この期間は当地域の土地権にとって、次の二つの点で転換期であった。第一に、強制栽培制度の対象であったコーヒ⁽¹⁾の生産高は激減したが、その他の商品作物栽培は、運輸通信手段の改善によって飛躍的に拡大した。これは、貨幣経済の浸透や土地の経済価値の上昇という現象を通して、土地に対する従来の村落規制を徐々に緩和させ始めた。第二に、蘭印政府の経済政策が、従来の強制栽培制度という、いわば国家による蘭印経済の独占から私的資本主義経済の促進という方向に転換した。このため政府は、一八七〇年、ジャワとマドゥラに「農業法」と「国有地宣言」を導入し、ヨーロッパ人の農園企業者に安価な土地を提供する

ための法的基盤を確立した。かかる新経済政策は直ちに実施された訳ではないが、徐々に住民の土地権と直接に衝突することになった。これらの法律を実施するため、政府はジャワ、マドゥラ以外の地域においても広範な住民の土地権調査を行なった。従って、この期間は西スマトラについても土地権に関する資料が比較的豊富であり、実証的研究をしやすい時期でもある。

従来の西スマトラ研究は、そこに居住するミンカバウ族の母系制社会の分析という点に主たる関心を払ってきたため、土地権は、その経済的基盤としての重要さにもかかわらず、断片的にしか扱われてこなかった。またこの場合においても、慣習法の静態的研究が主であり、土地権の変化過程はほとんど研究されてこなかった。慣習法は比較的变化しにくいものではあるが、それは住民の理念的行動基準を示すにすぎず、理念と現実との間には、時間の経過と共に多少ともギャップが存在したのである。

西スマトラにおける土地権には地域差があり、典型的な村落というものは存在しない。しかしながら、これら地域差を全て扱うことは極めて困難である。従って本稿では西スマトラ地方を便宜的に二つの大きな地域に分け、第一の地域について主として検討し、第二の地域については必要に応じて触れるにとどめたい。一つは、パダン高地と呼ばれる内陸地域であり、ミンカバウ族の「本来の地」である。二つは、このパダン高地の北、東、南に広がる内陸の周辺地域と、西側の海岸地域である。この両範疇の間には若干の歴史的条件的差があった。土地権に

ついでいえば、前者は後者よりも土地に対する村落の規制が強かった地域である。かかる区分を置いた上で、以下住民の土地権を、一、中立地帯と村落領土、二、荒蕪地、三、耕作地及び家屋敷地の三点について検討する。

一 中立地帯と村落領土

西スマトラ村落はそれぞれ個々の領土を持っており、それは尾根、河川、さもなければ何か人工的境界によって明確に区切られていた。しかし村落と村落の境界は必ずしも直接に接しているとは限らず、しばしばどの村落にも属さない、「王の土地」と呼ばれる、通常は森林の中立地帯があった。この土地は、少なくとも十九世紀半ば頃までは村落間の紛争の際、戦場として使用された。この土地には村落の保護が及ばず、住民はあえて立ち入ったり開墾しようとはしなかった。しかしながら、十九世紀後半、商品作物栽培が広まるにつれて、かかる土地もしばしば開墾の対象となり、隣接村落間で境界紛争が起るようになった。

この「王の土地」という呼称からすると、これは名目的にはかつてミナンカバウ王朝の王領地であったことが推察される。現在の所、この土地の起源については解っていないが、十九世紀中頃までは、開墾はおろか立入さえも避けられていた事を考えると、この土地は村落間の直接的接触から生ずる政治的、領土的緊張を排除するため、一種の緩衝地帯として村落自身によって設けられたのではないかと思われる。

かかる土地を除いた全ての土地はいずれかの村落に属していた。各村落は政庁の支配下にありながらも、一九一四年の「村落(ナガリ)条例」、一九一五年の「農業法」が導入されるまでは、実質的にはその領土に対する最高の処分権を持っていた。

この権利の現地名である hak niyayak はアラビア語の 'hakku'-lah、つまり「神の権利」に由来し、ミナンカバウ族の格言によれば、神が各村落に与えた最高の、犯すことの出来ない領土権と考えられていた。バダン高地では村落の族長集団がこの権利を管理していたが、東側の内陸周辺地域では、土地管理人とも称すべき専門の村落役人(村落の最も古い家系の中から選ばれた)がこの任に当たることもあった。さらに、これ以外の内陸周辺地域の一部と、西側の海岸地域の一部とは、「王」という称号を持つ村落首長が排他的に、または族長集団と共にこの権利を管理していた。

理念的には、村落内の土地を外部者に譲渡することは慣習法により厳格に制限されていた。もっとも、例外として、あるバダン高地の村落がその荒蕪地の一部を隣接する他村に売却した事例が報告されている。住民はこれを商業的取引ではなく、土地の少ない村落に対する同情と援助の表現と解していた。また、一八六四年、政庁自身が村落の荒蕪地を買った例もある。これは政庁の圧力によって生じた事例であり、村落の処分権が犯されつつあることを示している。

政庁は一八七四年、「国有地宣言」をスマトラの政庁領土に適用した。これによって、住民が明確な権利を持たない土地は

法的には全て国有地とされた。西スマトラについては、この段階では住民の土地権に関する情報が不足していたこと、さらに政府が住民の反撥を恐れてこの宣言の内容を出来る限り秘密にしておいたという事情などから、これは当初、ほとんど効力を持たなかった。

これ以後、西スマトラにおける村落の土地処分権をどのように解釈するかについてオランダ人行政官の間でさまざまな議論が起った。これらの議論は極めて興味深いものではあるが、細述は後の機会にゆずるとして、ここでは二つの重要な見解の相違点を示すにとどめる。一つは、村落の処分権が村落内部の土地全てに及ぶのか、または荒蕪地だけに及ぶのかについての相違点であった。というのも、村落規制は荒蕪地に対して最も顕著に見られたからである。しかしながら、たとえ耕作地であっても、その譲渡に対しては後に見るごとく村落の強い規制が働いていたのであり、村落の処分権は双方に及んでいたと考える方が妥当であろう。次は、上述のどちらの見解を探るにせよ、村落の処分権を法的にどのように位置づけるかという点であった。この点に関する一方の立場は、これを財産権と考へ、従って「国有地宣言」によって政府が土地の所有者になることは出来ないとする見解である。他は、村落の処分権は族長集団がその領土に対して行使する管理権にすぎず、いかなる意味でも財産権ではなく、従って村落の土地は国有地であるとする見解である。このように、住民の土地権に関する議論は法律的地位によって異なり、しかも住民の権利を擁護するのか、政府の利益

を主張するかという極めて政治的な性質のものであった。さて、かかる政府の側における見解とは別に、住民が村落内部の土地に対して、具体的にいかなる権利を持っていたかを次に検討したい。

二 荒蕪地

一 敵密には、荒蕪地は以前に開墾されたことのない土地と、一旦開墾された後再び放棄された土地との二種類に分けられる。まず前者の荒蕪地は、その一般的名称「大森林」が示すように主として森林であった。村民はこの荒蕪地に対して、(一)放牧、(二)狩猟、(三)森林採取、(四)開墾という四つの権利を持っていた。前二者と、森林採取物を自家消費する限りにおいて村民は族長たちの許可を得る必要もなく、使用料や採取料を村落に支払う必要はなかった。ただし、販売のための採取に際しては、許可と採取料(現物か現金——この場合は販売額から——で十分の一相当)の支払が必要であった。外部者は自家消費用・販売用とを問わず、許可を得、住民と同様の仕方です十分の一を支払わねばならなかった。

開墾権は、住民の格言によれば、「共同所有権は(開墾により)個人所有権となる」と表現された。ここで、個人所有権とは譲渡が自由な権利を意味しない(後述)。村民は一年ないし二年間の短期的移動耕作のために開墾する場合、族長たちの許可も開墾料の支払も必要でなかった。これに対し、水田や商品作物農園のごとく長期に使用する目的で開墾する場合、大部分

の地域では村民といえども双方が必要であった。⁽²²⁾十九世紀末、開墾料の不要な村落もしばしば見出し出された。開墾料の有無は村落の歴史的变化過程の違いに起因していたようである。すなわち、⁽²³⁾荒蕪地が豊富にある段階では開墾料は要求されなかったのである。

通常、荒蕪地は共同地として村落全体の管理下に置かれ、村民はそれに対して平等の開墾権を持っていたが、バダン高地の東部周辺地域では「スク地」として伝承に基づく複数の氏族グループに割当てられていた。後者の場合、各氏族グループがその割当地を、村落の干渉を全く排して処分出来たか否かは必ずしも明らかではない。しかし、究極的にはこの土地に対して多少とも村落規制が働いていたと考える方が妥当であろう。いずれにせよ、この例は村落規制が弛緩していることを示している。

外部者もまた開墾料を支払う限り、開墾により利益権を得ることは出来たが、一般にその土地に対して村民と同等の土地権を獲得することは出来なかった。⁽²⁴⁾ただし、海岸地域の北部では、外部者であっても政庁に対する賦役を負担するという条件のもとで、開墾によりその土地に対して村民と同等の権利を得ることができた。⁽²⁵⁾この主な理由として、古くから商業地として栄えた海岸地域では外部者との交流がバダン高地に比べて頻繁であり、外部者を受け入れる素地があったこと、また商業活動によって賦役は大きな負担であったことなどが考えられる。さらにバダン高地の南の周辺地(コリンチ)では特別な条件がなくとも外部者は村民と同等の開墾権が与えられていた。⁽²⁶⁾この理由は

恐らく、この地域では人口に比べて荒蕪地が豊富であったためと考えられる。いずれにしても、後二者の例は、村落の結合原理がバダン高地又は「本来の地」で顕著に見られた血縁性に代わり地縁性が優位になりつつあることを示唆している。

次に、一旦開墾され再び放棄された土地は、(一)森林、(二)灌木地、(三)草木地、(四)背の高い草地、(五)背の低い草地及び山地の牧草地、(六)荒蕪地となった平地、の六種類に分類される。これらのうち、森林は明らかに荒蕪地と化した程度を示しているが、残りの土地は、それらの地形的特質を示すに過ぎない。これらの土地に対する原則は、開墾の痕跡が消えたと誰からも判断されたとき、その当地は村落全体、または氏族グループに戻るというものであった。⁽²⁷⁾そして、それには前述の荒蕪地に対すると同様の権利を住民は持ったのである。

三 耕作地及び家屋敷地

前項の荒蕪地と村落の公共施設(回教寺院、村会議場、共同浴場、村道など)用地とを除く全ての土地は、耕作地及び家屋敷地として大家族により分有されていた。⁽²⁸⁾耕作地の中には、水田、農園のごとく長期の使用を目的とした土地の他に短期的使用を目的とした移動耕作地が含まれる。これら全ての土地は大家族全体の世襲財産としてその強い規制を受けた。原則として世襲財産を売却することは禁じられていた。⁽²⁹⁾入賃は慣習法で認められていくく少数の場合(結婚、葬儀、共同家屋の修復など)に限られ、その際も大家族の全成員だけでなく、よ

り広範な氏族集団全体の同意が必要であった。⁽³⁷⁾ 世襲財産は母系的に、共同相続されたため、母系親族集団維持の中核的役割を果していたのである。より詳しく見るならば、世襲財産としての土地は祖先伝来の土地と新たに獲得された土地とに分かれる。もともと、これらの区分について明確な時間的基準があるわけではない。大まかな基準として、水田及び家屋敷地が前者に、それ以外の耕作地が後者に属すると考えて大過ない。

新たに獲得された土地に関して注目すべき点は、開墾者は生存中、その土地を自由に使用することは出来たが、開墾者の死と共にその土地は大家族全体の世襲財産となったということである。⁽³⁸⁾ というのも、開墾を単独個人が行なうことは極めて困難であり、通常は家族成員からの労働や金銭的援助が不可欠であったからである。従って、家族成員は開墾地のみならずそこから得られた利益に対して、多少とも要求する権利を持っていたのである。ただしこの場合、開墾者と大家族成員との間に開墾地に対する権利の配分規定がなかったため、十九世紀末以降、両者の間でかかる土地権をめぐる紛争が頻発するようになった。⁽³⁹⁾

耕作地に対する大家族の規制が新規開墾地から弛んできたのは当然であるが、同様の傾向は幾代にも亘って相続された耕作地についても徐々に起こりつつあった。それはまず、土地世襲財産の売却まではいかなくとも、慣習法に違反した入賃という形で現われた。⁽⁴⁰⁾ 入賃の期間を定めないので普通であったため、長期にわたれば売却と同様の効果をもったのである。しかしながら、同じ理由によって、返済金さえ用意すれば世代を

越えても買戻しが可能であった。⁽⁴¹⁾ また、たとえ慣習法に反した入賃であっても、質受人は可能な限り同じ氏族成員か、もしそこに適当な人物がない場合には同じ村落の成員でなければならなかった。このように、少なくとも本稿の対象とする二十世紀初頭までは、土地に対する共同規制が弛み始めた時期ではあったが、多くの地域で、最終的にはまだ村落の規制が有効であった。

耕作地に対する共同規制の弱体化という現象は、緩慢ではあったが、水田耕作を主としたバダン高地よりも商品作物栽培の盛んな、従って貨幣経済が一層浸透した海岸地域や内陸の商業中心地でもより顕著に見られた。特に、南部の海岸地域（インドゥラブラ）では土地も含めた世襲財産の保有単位は核家族になつていた。⁽⁴²⁾ 一般に後者の諸地域では他村の住民が多数入り込んでおり、彼等は本来の村落や大家族の拘束から比較的自由であった。かかる事情が、前述の傾向を一層促進したのである。

最後に、従来人類学的研究では扱われて来なかった、大家族による土地世襲財産の保有に関する経済的意味について触れておきたい。十九世紀末のオランダ人行政官は、かかる土地保有形態は、恣意的な耕作地の譲渡によって、家族成員が土地なき労働者になることを防ぐためであり、とりわけ女性成員の経済的破綻を防ぐためであると述べている。⁽⁴³⁾ この後半の部分は、一見、世襲財産に対する女性の強い発言権や母系社会という事実と矛盾しているように思われる。この点に関する私見を、推測の域を出ないが若干述べてみたい。まず、母系社会は必ずし

も母権社会を意味しない。大家族の長は最年長女性成員の兄弟の中から選ばれたのである。次に、女性成員は世襲財産の管理者ではあっても、財産を生み出すわけではなく、経済的には男性成員の労働に依存せざるを得なかった。ミンナカバウ族は古くから優れた商業民族として知られており、成人男子は出稼商人として村落を一旦離れる慣行があった。この男性成員の商業活動は当該大家族にとって重要な収入源であったばかりでなく、村落に残った女性成員を必然的に土地の管理者にしたのではないだろうか。

二十世紀初頭に、失なわれた女性の地位回復を目指す「女性解放運動」がこの母系制社会の中から起ったことは極めて象徴的である。すなわち、理念として存在した母系制は必ずしも女性の経済的地位を保証しなかったばかりか、経済的・社会的変動の過程でその内実を失ない始めていたのである。

結語に交えて

終りに、土地権に関する今後の課題を一つだけ示しておきたい。それはスフリーケ (O. B. J. Schrieke) は本稿が対象とした期間における西スマトラ地域の経済発展についで、ミンナカバウ人の中に、ウェーバーやゾンバルトのいう「経済精神」が出現した、と述べている。それにもかかわらず、なぜ村落の土地に対する規制がジャワやその他の地域に比べてはるかに強く後まで続いたのだろうか、という課題がある。

(1) J. van Boss, *Femige Beschouwingen Omtrent de*

Onderzoeken van den Achteruitgang van de Koffiecultuur ter Sumatra's Westkust, 's-Gravenhage, 1895, blz. 124—28.

(2) cf. C. Th. van Deventer, "A welfare policy for the Indies," in Wertheim (ed.) *Indonesian Economics*, The Hague, 1966, pp. 253—62.

(3) クトローに關しては *Réssumé van het onderzoek naar de rechten welke in de gouvernementslanden op Sumatra, Batavia, 1872* (以下 *Réssumé* と略す) が報告書として出版された。

(4) 拙稿「一七・八世紀ミンナカバウ (スマトラ西海岸) における東インド会社の進出」、『一橋論叢』第七十巻、第一号、七六頁。

(5) V. Pistorius, *Studien over de Inlandsche Huishouding in de Padangsche Bovenlanden*, zalt-Bommel, 1871, blz. 129; V. Hasselt, *Midden-Sumatra*, 3e dl., Leiden, 1882, blz. 302; *Réssumé*, blz. 15.

(6) C. Th. Coupers, "De instellingen der Maleijers in de Padangsche Bovenlanden," T. B. G. vol. 4 (1856), blz. 21—22; M. Jousstra, *Minangkabau: Overzicht van het Land, Geschiedenis en Volk*, 's-Gravenhage, 1923, blz. 113.

(7) L. C. Westenak, *De Minangkabausche Nagari*, Batavia, 1915, blz. 99.

- (∞) *Ibid.*
- (○) W. J. Kroon, "De Rechtsstaat van de Woest Gronden op Sumatra's Westkust," *Kolonial Studien*, 1921—II, blz. 379; Westenck, *op. cit.*, blz. 98.
- (㊦) Westenck, *op. cit.*, blz. 101—102.
- (㊧) P. J. Kooreman, "De Gouvernementskoffiecultuur ter Sumatra's Westkust," *Indische Gids*, 1901—I, blz. 289; G. D. Willinck, *Het Rechtsleven bij de Minangkabausche Maleiers*, Leiden, 1909, blz. 323—25; Résumé, blz. 9.
- (㊨) Westenck, *op. cit.*, blz. 100, note (1).
- (㊩) "Rapport over Afstand van Oelayatgronden (1907)," *Adatrechtbundels* vol. 10 (1915), blz. 91—92, 98—99.
- (㊪) C. van Vollenhoven, *De Indonesiër en Zijn Grond*, Leiden, 1932, blz. 54.
- (㊫) ㊦㊧㊨「処分権」ニモホモンヤ語ノ Beschikkingrecht ノ邦訳ニモあり、インムネニマ村落ノ土地ニ対スル權利ノ一般的名稱トシテオランダ人ニより使用された。正確な定義ニモ Vollenhoven, *op. cit.*, blz. 9—10 を参照。
- (㊬) H. C. H. Gooszen, "Het Een en Andere Betreffende de Erfpacht ter Sumatra's Westkust," *De Indische Gids*, vol. 34 (1912), blz. 436; Westenck, *op. cit.*, blz. 99.
- (㊭) "Rapporten over Afstand van Oelayatgrond (1907)," *op. cit.*, 91.
- (㊮) Willinck, *op. cit.*, blz. 638—39.
- (㊯) Kroon, *op. cit.*, blz. 380.
- (㊰) Kooreman, *op. cit.*, blz. 288; Pistorius, *op. cit.*, blz. 133; Hasselt, *op. cit.*, blz. 307; Westenck, *op. cit.*, blz. 68. ㊦㊧㊨平漢ノ古文法 (uang adat, isi adat) ニシテ 華律ニ別漢ノ語ニハ 離字ニテ記シテ有リ。
- (㊱) Westenck, *op. cit.*, blz. 98.
- (㊲) Résumé, blz. 18; Willinck, *op. cit.*, blz. 644.
- (㊳) Willinck, *op. cit.*, blz. 320—21.
- (㊴) Résumé, blz. 11—12; Willinck, *op. cit.*, blz. 655—57.
- (㊵) Hasselt, *op. cit.*, blz. 304; Willinck, *op. cit.*, blz. 644—45.
- (㊶) A. Kroesen, "Het grondbezit ter Sumatra's Westkust," T. N. I., 1874—II.
- (㊷) *Pandecten van het Adatrecht*, I, Amsterdam, 1914, blz. 40, no. 108.
- (㊸) Résumé, blz. 1—2; Westenck, *op. cit.*, blz. 107—108.
- (㊹) Résumé, blz. 14—17; Willinck, *op. cit.*, blz. 657.
- (㊺) Résumé, blz. 12.
- (㊻) "Landraad Padang Pandjang," *Adatrechtbundels* vol. 6, (1913), blz. 271; de Rooy, "Oeang Adat-Nota", *Adatrechtbundels*, vol. 10 (1915), blz. 118—19.
- (㊼) B. Schrieke, "The Causes and Effects of Commu-

- nism on the West Coast of Sumatra," in *Indonesian Sociological Studies*, part one, van Hoeve / Bandung, 1960, p. 107; "Gegevens over Familierecht en Oelayatgrond," *Adatrechtbundels*, vol. 11 (1915), blz. 117, note.
- (㉓) E. Graves, "The Ever-Victorious Buffalo: How the Minangkabau of Indonesia Solved Their Colonial Question," Unpublished Ph.D. Thesis, The University of Wisconsin, 1971, p. 47.
- (㉔) "Gegevens over Familierecht en Oelayatgrond," *op. cit.*, blz. 117.
- (㉕) Résumé, blz. 12; de Rooy, *op. cit.* blz. 117—18.
- (㉖) Schrieke, *op. cit.*, pp. 108—110; Willink, *op. cit.*, blz. 931—32.
- (㉗) "Rapport over Afstand van Oelayatgronden (1907)," *op. cit.*, blz. 95.
- (㉘) "Gegevens over Familierecht en Oelayatgrond," *op. cit.*, blz. 120—21.
- (㉙) Taufik Abdullah, "Modernization in the Minangkabau World: West Sumatra in the Early Decades of Twentieth Century," in Holt ed., *Culture and Politics in Indonesia*, Cornell University Press, 1972, pp. 211—12.
- (㉚) "Aantekeningen van den Toenamelingen Assistant-Resident P. J. Kooreman Betreffende de Afdeling Pailan in het bijzonder Betreffende de Onder-afdeling Indurapura (1892)," *Adatrecht-bundels*, vol. 11(1915), blz. 130—49.
- (㉛) "Dorpsbestuur en Grondbezit ter Sumatra's West-kust (1894)," *Adatrechtbundels* vol. 11(1915), blz. 61.
- (㉜) 倉田眞「スレーブのミナカンヤ社会」岸・尾淵編『ペナンキヤムの社会構造』一九六九年「三〇二頁。Graves, *op. cit.*, pp. 91—94.
- (㉝) Taufik Abdullah, *op. cit.*, p. 217.
- (㉞) Schrieke, *op. cit.*, p. 99.